

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月22日（平成27年（行個）諮問第172号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第197号）

事件名：本人に対する遺族補償等の不支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年特定月日に特定労働基準監督署不支給となった遺族請求についての調査結果の一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、長野労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月1日付け長野労働局個開第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁（特定労働基準監督署長）の意見に対して文章で私の意見を提出しますが、その私の意見を述べるに当たり、原処分の理由となっただきさつや背景がどうであったかを推察するために、部分開示では困難です。労災認定請求の聞き取りでこちらから詳しく文章や書類を提出しましたが、これにもとづいて調査された保有個人情報が部分開示で、文章のほとんどが黒塗りのままでは、たくさんの事が全くわからないままです。調査していただいた内容がどういう結果であったかを知らないでいては、これからも前に進むことが難しく思い、黒塗りの部分を公開していただきたく、審査請求しました。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年4月27日付けで、処分庁に対して、法12条

- 1 項の規定に基づき、「平成27年特定月日に特定労働基準監督署より遺族補償等請求の不支給決定を受けた審査結果が分かる精神障害の業務起因性判断のための調査復命書等の書類一式」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年7月24日付け(同月28日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、不開示理由として新たに、法14条3号イ及び7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日に特定労働基準監督署より遺族補償等請求の不支給決定を受けた審査結果が分かる精神障害の業務起因性判断のための調査復命書等の書類一式である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号の不開示情報

① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、3の②、5、7、9の①、10の①、12、14の②、23、24及び26の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1及び15ないし21の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の①、3の①、4、9の②、10の②、14の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。

印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、偽造により、これらの情報が開示された場合には、悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1及び15ないし21の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア②で既に述べたところである。

これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年10月22日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年11月13日 審議
- ④平成29年2月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同年3月9日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日に特定労働基準監督署

不支給となった遺族請求についての調査結果の一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号26の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号に該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書番号1（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）、文書番号15（聴取書①）、文書番号16（聴取書②）文書番号17（聴取書③）、文書番号18（聴取書④）、文書番号19（聴取書⑤）、文書番号20（聴取書⑥）及び文書番号21（聴取書⑦）の不開示部分について

ア 当該不開示部分（下記イを除く。）は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者等の立場、氏名（氏のみの場合を含む。）、住所、職業、生年月日、年齢、署名及び印影であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 被聴取者等の立場、氏名（氏のみの場合を含む。）、住所、職業、生年月日、年齢、署名及び印影については、審査請求人が知り得る情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 聴取内容については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利に

なる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書番号1の11頁「調査結果」欄，21頁「当該労働者の日常業務」欄及び「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分は、審査請求人以外の第三者の氏名（氏のみの場合を含む。）であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 当該不開示部分のうち、文書番号1の11頁「調査結果」欄1行目5文字目及び6文字目については、特定事業場の代表取締役の氏であり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号2（労災請求にかかる事業主申請書及び関係書類の提出について（報告）等）①，文書番号3（使用者申立書）①，文書番号4（労災請求にかかる関係情報について（報告）等），文書番号9（時間外労働・休日労働に関する協定書）②，文書番号10（受診歴等の提出依頼について（回答））②及び文書番号14（事業場提出資料）①の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場及び特定健康保険組合の印影である。

当該印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号2（労災請求にかかる事業主申請書及び関係書類の提出について（報告）等）②，文書番号3（使用者申立書）②，文書番号5（従業員名簿等），文書番号7（会社概要），文書番号9（時

間外労働・休日労働に関する協定書)①, 文書番号10(受診歴等の提出依頼について(回答))①, 文書番号12(カルテ等), 文書番号14(事業場提出資料)②, 文書番号23(意見書等), 文書番号24(調査委結果復命書)及び文書番号26(業務日誌等)の不開示部分について

当該不開示部分は, 審査請求人以外の第三者の氏名(氏のみの場合を含む。), 署名又は印影及びメールアドレスであり, それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち, 文書番号5の1頁「保証人氏名」欄2行目部分については, 原処分で開示されている内容から推認できる内容であり, 法14条2号ただし書イに該当し, 開示すべきである。

イ その余の部分については, 審査請求人が知り得る情報とは認められないことから, 法14条2号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であり, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

### 3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 審査請求人は, 特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として, 長野労働者災害補償保険審査官に対し, 労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており, 原処分後に, 上記労災保険給付に係る審査請求事件について, 長野労働者災害補償保険審査官による決定がなされ, 審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており, また, その後, 審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ, 審査請求人に対して, 当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた, いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては, 当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが, 当該決定書等の送付により, 当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから, 諮問庁の現時点における対応としては, 当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報につき, その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については, 諮問庁が同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の4欄に掲げる部分は, 同条2号及び7号柱書きのいずれに

も該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別 表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)			4 開示すべき部分
			2号	3号イ	7号柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	4頁ないし6頁の調査結果欄, 11頁ないし17頁調査結果欄, 21頁「当該労働者の日常業務」欄及び「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分	○		○	11頁「調査結果」欄1行目5文字目及び6文字目
2	労災請求にかかる事業主申請書及び関係書類の提出について(報告)等	① 1頁及び2頁印影部分		○		なし
		② 1頁担当者氏名及びメールアドレス部分	○			なし
3	使用者申立書	① 1頁印影部分		○		なし
		② 1頁及び6頁の第三者氏名部分	○			なし
4	労災請求にかかる関係情報について(報告)等	1頁及び2頁印影部分		○		なし
5	従業員名簿等	1頁「保証人氏名」欄2行目部分並びに6頁及び8頁印影部分	○			1頁「保証人氏名」欄2行目部分
6	賃金台帳	—				—



7	会社概要	2頁目の表（1行目記載の氏名部分を除く。）	○		なし
8	就業規則	—			—
9	時間外労働・休日労働に関する協定書	①執行委員長氏名及び印影	○		なし
		②代表取締役社長印影		○	なし
10	受診歴等の提出依頼について（回答）	①1頁担当者氏名部分	○		なし
		②1頁及び3頁ないし25頁の印影部分		○	なし
11	請求人提出資料①	—			—
12	カルテ等	1頁及び3頁記載の氏名部分，5頁及び6頁「サイン」欄氏名部分，8頁記載主治医氏名部分，10頁印影部分，12頁印影部分，13頁記載主治医氏名部分，18頁薬剤師氏名部分，19頁氏名及び印影部分，24頁ないし27頁「サイン」欄氏名部分，35頁主治医及び薬剤師氏名部分，39頁主治医氏名部分，42頁主治医氏名及び印影部分並びに43頁氏名部分	○		なし
13	請求人提出資料②	—			—
14	事業場提出資料	①1頁印影部分		○	なし
		②1頁記載氏名及びメールアドレス部分並びに2頁氏名部分	○		なし

1 5	聴取書①	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 6 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 1 6 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 7 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目及び 8 行目ないし 4 頁 1 3 行目 (項番を除く。)	○	○	なし
1 6	聴取書②	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 2 0 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 2 6 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目及び 8 行目ないし 6 頁 2 行目 (項番を除く。)	○	○	なし
1 7	聴取書③	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 9 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 2 0 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目及び 8 行目ないし 5 頁 9 行目 (項番を除く。)	○	○	なし
1 8	聴取書④	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 9 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 2 0 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文	○	○	なし

		字目， 1 2 文字目， 1 5 文字目， 1 6 文字目及び 8 行目ないし 1 9 行目（項番を除く。）			
1 9	聴取書⑤	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 7 文字目， 3 行目 3 文字目ないし 1 2 文字目， 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 5 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字目及び 8 行目ないし 6 頁 6 行目（項番を除く。）	○	○	なし
2 0	聴取書⑥	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 8 文字目， 3 行目 3 文字目ないし 1 2 文字目， 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字目及び 8 行目ないし 5 頁 1 1 行目（項番を除く。）	○	○	なし
2 1	聴取書⑦	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 1 7 文字目， 3 行目 3 文字目ないし 1 8 文字目， 4 行目 3 文字目ないし 5 文字目， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字目及び 8 行目ないし 2 頁 1 8 行目（項番を除く。）	○	○	なし

2	閉鎖事項全部	—				—
2	証明書等					
2	意見書等	2 頁 部会長署名及び印影部分,	○			なし
3						
2	調査委結果復	1 頁, 3 頁及び 5 頁「面	○			なし
4	命書	接者氏名」欄並びに 2 頁				
		及び 6 頁氏名部分				
2	写真等	—				—
5						
2	業務日誌等	1 頁, 5 頁及び 6 頁氏名	○			なし
6		部分				